

現在懸案となっているテロ関連条約

(1996年の国連総会における国際テロリズム廃絶に向けての決議以後、作成され又は作成に向け作業中のテロ関連条約)

(1) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約

提案国：米

現状：採択済み、1998年1月署名開放。未発効。

(我が国署名済み)

条約の内容：爆発物その他の致死装置を公共の場所等において不法かつ故意に使用する行為(未遂犯を含む)を国内法により犯罪とし、裁判権を設定すること、このような行為を引渡犯罪とすること等について定める。

(2) 核テロ行為の防止に関する国際条約

提案国：露

現状：作成審議中

(3) テロへの資金供与の防止に関する国際条約

提案国：仏

現状：作成審議中(本年中にも採択の見通し)

(4) 国際テロの防止に関する包括的条約

提案国：インド

現状：未審議

核に関連するテロとして考える事態

理論的に考える核に関連するテロの態様としては、例えば次のような事態が想定されると思われる。

- ・テロリストが放射性物質、核爆発装置等を使用する。
- ・テロリストが原子炉、核燃料施設等を使用し又は破壊して、放射性物質を放出させる。
- ・テロリストがこれらの行為を行うと脅迫する。
- ・テロリストが脅迫又は実力をもって放射性物質、核爆発装置、核燃料施設等の奪取を要求する。